

令和8年度京都府立舞鶴支援学校マイクロバス賃貸借業務仕様書

1 車種・台数等

マイクロバス 3台

定員 28名

(補助席を含む。但し、補助席以外の座席は20席以上確保すること。)

2 賃貸借期間

令和8年4月6日から令和9年3月19日まで

学校休業日(夏季・冬季)等を除く 293日

令和8年4月6日～7月17日 103日

令和8年8月27日～12月22日 118日

令和9年1月7日～3月19日 72日

ただし、日数については予定であり、行事や授業計画等により変更することがある。

3 車両の受渡場所

京都府立舞鶴支援学校(京都府舞鶴市字堀4-1)

なお、長期休業(夏季・冬季)の前後は、当校指定の日及び時間帯に車両の引取り及び納車を行うこと。

4 車体条件

(1) 車種

三菱ふそうローザ、トヨタコースター、日野リエッセⅡ、日産シビリアン
同等品可

(2) 変速

MT・AT 問わない

(3) 装備

ア 車内荷物棚

イ 車内カーテン

ウ パワーステアリング

エ ラジオ

オ 標準車載工具

カ スペアタイヤ等パンク応急修理用品

キ 夜間照明灯

ク バックカメラ、モニター

ケ エアコン

コ 灰皿及びカップホルダーは取り外し可能なら取り外して納車

サ 冬季は冬用タイヤ装備

(4) 新車登録後 8 年以内の車両であること

(5) 次の補償以上の保険に加入すること

- | | | |
|---|------|------------------|
| ア | 対人賠償 | 無制限 |
| イ | 対物賠償 | 無制限（免責なし） |
| ウ | 車両 | 時価（免責なし） |
| エ | 人身傷害 | 1名につき最高 3,000 万円 |

5 その他

(1) 車検、定期点検は、本業務請負事業者の負担で学校休業期間中に実施すること。やむを得ず学校休業期間外での実施となる場合は、事前に当校に連絡の上、調整を行うこと。

(2) 故障等によりマイクロバスの運行ができない状況が生じた場合は、代替車両の手配等適切な対応を行うこと。

(3) 嘔吐物等処理の際には、塩素系の薬品等を使用し車内の清掃・消毒を行うことがあるが、これにより座席のシートの脱色等車内設備を損傷した場合の修復については、費用負担を含めその都度協議することとする。また、清掃・消毒以外で車内設備を損傷した場合も同様とする。

(4) 本業務で使用するマイクロバスは、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第29条の2第2号に定める通学を目的とした自動車に該当し、バス車内の置き去り防止を支援する安全装置を設置する必要があるため、本業務請負事業者は安全装置の設置について同意すること。

なお、設置に係る安全装置、取り付け及び取り外しに係る作業経費は京都府が負担し、期間終了後に原状回復して返却する。